

議案第9号

平成26年度大田原市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 平成26年度大田原市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

| | |
|----------------------|--------------------------|
| (1) 給水戸数 | 26,457 戸 |
| (2) 年間総給水量 | 6,320,000 m ³ |
| (3) 一日平均給水量 | 17,315 m ³ |
| (4) 主な建設改良事業 | |
| イ. 新大田原市上水道10箇年整備事業費 | 357,642 千円 |
| ロ. 配水設備工事費 | 247,735 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

| | | |
|-----|--------|--------------|
| 第1款 | 水道事業収益 | 1,664,000 千円 |
| 第1項 | 営業収益 | 1,377,002 千円 |
| 第2項 | 営業外収益 | 286,997 千円 |
| 第3項 | 特別利益 | 1 千円 |
| | 収入合計 | 1,664,000 千円 |

支 出

| | | |
|-----|--------|--------------|
| 第1款 | 水道事業費用 | 1,611,000 千円 |
| 第1項 | 営業費用 | 1,431,779 千円 |
| 第2項 | 営業外費用 | 170,826 千円 |
| 第3項 | 特別損失 | 7,395 千円 |
| 第4項 | 予備費 | 1,000 千円 |
| | 支出合計 | 1,611,000 千円 |

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額442,720千円は、損益勘定留保資金等 442,720千円で補てんするものとする。）。

| 収 入 | | |
|-----|-------------|------------|
| 第1款 | 資 本 的 収 入 | 440,270 千円 |
| 第1項 | 企 業 債 | 300,000 千円 |
| 第2項 | 他 会 計 負 担 金 | 7,150 千円 |
| 第3項 | 工 事 負 担 金 | 61,550 千円 |
| 第4項 | 国 庫 補 助 金 | 26,000 千円 |
| 第5項 | 他 会 計 補 助 金 | 45,570 千円 |
| | 収 入 合 計 | 440,270 千円 |

| 支 出 | | |
|-----|-------------|------------|
| 第1款 | 資 本 的 支 出 | 882,990 千円 |
| 第1項 | 建 設 改 良 費 | 620,682 千円 |
| 第2項 | 企 業 債 償 還 金 | 262,308 千円 |
| | 支 出 合 計 | 882,990 千円 |

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

| 事 項 | 期 間 | 限 度 額 |
|-----------------|----------------------|-----------|
| 上下水道料金徴収等業務委託契約 | 平成26年度から 平成29年度まで | 174,000千円 |

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

| 起債の目的 | 限度額 千円 | 起債の方法 | 利率 | 償還の方法 |
|-------------------|-----------|--------------------|---|--|
| 新大田原市上水道10箇年整備事業費 | 300,000 | 普通貸借 又は 証券発行 | 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れ、10年後に利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を延長し、短縮し、若しくは繰上償還、又は借換えすることができる。 |

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用、営業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

96,161 千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業の財源に充当するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、95,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産購入限度額は、10,000千円と定める。

平成26年2月28日 提出

大田原市長 津久井 富雄